

質問第一一一号

農地の放射性セシウム濃度調査に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和元年十二月六日

芳賀道也

参議院議長 山東昭子 殿



農地の放射性セシウム濃度調査に関する質問主意書

一 農林水産省は、肥料・土壤改良資材・培土中に含まれることが許容される放射性セシウム濃度の最大値をそれぞれの重量一キログラムあたり四百ベクレルとしているが、東日本の畑や田んぼの中には、今まで、放射性セシウム濃度が土壤一キログラムあたり四百ベクレルを超えると思われる場所がある。このような畑や田んぼは除染すべきか。

二 水害や土砂災害などで自分の耕作する農地に他から泥や土が流れ込み「放射性セシウム等による汚染が心配だ」と感じた農家が、その泥や土の放射性セシウム濃度等を念のため確認したい場合、この調査費用に対する政府の補助はあるか。完全に農家の自己負担で調べることになるのか。あるいは、原因である東京電力福島第一原子力発電所事故を引き起した東京電力ホールディングス株式会社へ調査費用を請求すべきか。

右質問する。